

## 特定不妊治療費助成制度が一部変更になりました

豊浦町では子どもを安心して産み育てられる環境を支援するため、平成24年4月より一般不妊治療(人工授精)・特定不妊治療(体外受精および顕微授精)に関わる医療保険適用外診療費用の助成を開始しています。平成29年3月より、対象要件が以下のとおり変更になりました。

### ■助成対象者要件

次の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ・夫婦ともに、豊浦町内に6カ月以上住民登録しており、引き続き定住の意思がある
- ・法律上の婚姻をしている夫婦である
- ・夫婦ともに町税等の滞納がない
- ・医療保険に加入している
- ・指定した医療機関で治療を受ける
- ・北海道の助成事業の対象者である

特定不妊治療の方のみ



- 助成対象となる治療は、要件の全てを満たした日以後に受ける治療となりますので、ご注意ください。
- 上記の助成を希望される方、ご不明な点のある方は、総合保健福祉施設 保健センターにご相談ください。
- 平成29年4月より始まった妊娠はするものの、流産、死産、新生児死亡等を繰り返し結果的に子どもが持てない方を対象とする不育症治療費助成制度につきましては、室蘭保健所までご相談ください。

## お悩み、お困りごとの 相談窓口です。

仕事がなかなか決まらない。  
今の仕事の収入では生活が苦しい。  
会社の事情などで失業する。

子どものこと、家族のこと、  
困りごとを抱えている方は下記の相談窓口まで

生活就労サポートセンターいぶり

フリーダイヤル **0120-09-0783**

### 介護老人保健施設 入所・待機情報(3月末現在)

単位：人

	在籍者	待機者
男	8	1
女	30	1
計	38	2

ご質問ご相談等がありましたら、  
お気軽に『やまびこ』へご連絡ください

